

**令和 年度介護保険実地指導自主点検表  
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護**

法人名				
事業所番号				
事業所名				
管理者	職名		氏名	印
点検実施者	職名		氏名	印
点検日 <前回点検日>	<	年	月	日>

**介護保険実地指導自主点検表の作成について**

**1 趣 旨**

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が重要です。そこで京田辺市では、介護保険サービス提供事業者用に、法令、関係通知を基にした自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自ら点検が出来るようにすると共に、また、これを京田辺市が行う事業所の実地指導にも活用することで自主点検と実地指導との確認事項、基準等を同一のものとなるようにしました。

**2 実施方法**

- (1) 毎年定期的の実施するとともに、事業所の実地指導が行われるときは、必要となる関係書類とともに、京田辺市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討の上点検してください。
- (3) 「適・不適・非該当」等の判定については、該当する項目を☑してください。なお、不適・非該当に記載した場合は、備考欄にコメント又は不適に○をした理由を簡潔に記載してください。

**京田辺市健康福祉部健康福祉政策推進室**

(注)本文中の標記については、次のとおりとします。

法 → 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

運営基準 → 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)

予防基準 → 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)

消防法 → 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)

消防法施行令 → 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)

老高発0316第  
2号厚生労働  
省老健局高齢  
者支援課長通  
知 → 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(平成24年3月6日老発0316第2号)

基準条例第23  
号 → 京田辺市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第23号)

基準条例第24  
号 → 京田辺市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第24号)

I 基本方針								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠 基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不 適の理由等)
1 基本方針	(1) 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第62条	第23号第81条	・運営規程	
1 基本方針(予防)	(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、利用者が居宅又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊する場合の当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		予防基準第43条	第24号第43条		

II 人員基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由等)
1 従業者の員数	(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の介護従業者の員数は、常勤換算方法で次の数を満たしているか。  【通いサービス】 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1 利用者 標準数 介護従業者 ( )人 ÷ 3 = [ ] ≤ ( )人 ※利用者の数は前年度の平均値  【訪問サービス】 1以上 ( )人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第63条 予防基準第44条	第23号第82条 第1項、第2項	・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証	
	(2) 夜間及び深夜の時間帯の従事者の員数は、次の数を満たしているか。  【夜勤の介護従業者】 1以上 ( )人  【宿直勤務】 夜勤職員とは別に1以上 ( )人  ※宿泊サービスの利用者がおらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜勤職員及び宿直職員を置かないことができる。 ※併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所が1ユニットの場合に限り夜勤職員の兼務を行って差し支えない。(宿直職員は別途配置すること。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第82条 第5項		
	(3) 介護従業者のうち1以上の者は常勤となっているか。  ※次のいずれかの施設が併設されている場合、事業所及び併設施設等それぞれにおいて人員基準を満たしていれば、事業所の従業者は併設施設等の職務に従事することができる。 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定地域密着型特定施設 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第82条 第3項 第23号第82条 第6項		
	(4) 介護従業者のうち1以上の者は看護師又は准看護師となっているか。 (常勤でなくてもよい。毎日の配置は要しない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第82条 第4項		

点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由等)
2 介護 支援専門 員	(1) 計画作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しているか。  ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所のほかの職務、下記事業所の職務に従事することができる。また非常勤でも差し支えない。 併設する次の事業所 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定地域密着型特定施設 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・指定介護療養型医療施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第63条 予防基準第44条	第23号第82条 第10項		
	(2) 介護支援専門員の資格を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) 必要な研修を修了しているか。 ※小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第82条 第11項		
3 管理者	(1) 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  ※ただし、事業所の管理上業務に支障がない場合は、当該事業所のほかの職務、下記事業所の職務に従事することができる。 ①併設する次の事業所 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定地域密着型特定施設 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・指定介護療養型医療施設 ②同一敷地内の指定巡回・随時対応型訪問介護事業所 ③介護予防・日常生活支援総合事業(一部事業を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第64条 予防基準第45条	第23号第83条 第1項	・管理者の雇用形態が分かる文書  ・管理者の勤務実績表/タイムカード	
	(2) 管理者は、次の事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者か。 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定複合型サービス事業所等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由等)
3 管理者	(3) 管理者は、必要な研修を修了しているか。 ※必要な研修 都道府県及び指定都市において厚労省通知に基づき実施された ・認知症対応型サービス事業管理者研修 ・H18.3.31までに「実践者研修」又は「基礎課程」を修了したものであつて、H18.3.31に、現に、(2)の事業所等の管理者の職務に従事している者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		老高発0316第2号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知	第23号第83条第3項		
4 代表者	(1) 代表者は、下記のいずれかに該当する者か。 ①下記のいずれかの従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定複合型サービス事業所等 ②保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第65条 予防基準第46条	第23号第84条		
	(2) 代表者は、必要な研修を修了しているか。 ・痴呆介護実務者研修(基礎課程又は専門課程) (平成16年度まで実施) ・認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修 (平成17年度以降) ・認知症高齢者グループホーム管理者研修(平成17年度実施) ・認知症介護指導者研修 ・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 (平成18年度以降) ・認知症対応型サービス事業開設者研修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		老高発0316第2号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知	第23号第84条		

Ⅲ 設備基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由等)
1 登録定員及び利用定員	(1) 登録定員は29人以下となっているか。( )人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第66条 予防基準第47条	第23号第85条 第1項、第2項	・利用者に係る記録	
	(2) 利用定員(1日あたりの同時にサービス提供を受ける利用者の数の上限)は適切か。※1日当たりの述べ人数ではないことに留意すること。  【通いサービス】 ( )人 登録定員の2分の1から15人まで ※ただし、登録定員が26人以上の場合は次のとおり。 26人～27人の場合・・・16人 28人の場合・・・17人 29人の場合・・・18人  【宿泊サービス】 ( )人 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
2 設備及び備品等	(1) 次の設備及び備品が設けられているか。  <input type="checkbox"/> 居間 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 食堂 ( )m <sup>2</sup> 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ※通いサービスの利用定員について15人を超えて定める事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3m <sup>2</sup> 以上)を確保することが必要である。 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 宿泊室 ( )m <sup>2</sup> /1室 ・定員は1室1人とする。 (利用者の処遇上認められる場合は2人とするができる) ・床面積は1室7.43m <sup>2</sup> 以上 ・上記を満たす宿泊室(個室)以外の宿泊室を設ける場合は、その合計面積が7.43×(利用定員-個室の定員数)とすること。 ・プライバシーが確保されていること。 (パーティションは可だがカーテンは不可) <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> その他サービス提供に必要な設備及び備品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第67条 予防基準第48条	第23号第86条 第1項、第2項	・平面図	

点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不 適の理由等)
2 設備及 び備品等	<p>(2) 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検がされているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 消火器(150㎡以上の延べ面積を有する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 自動火災報知設備(避難が困難な要介護者を主として宿泊させる場合は面積に関係なく必要。それ以外は、300㎡の延べ面積を有する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備(500㎡の延べ面積を有する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識(いずれも)</p> <p><input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 (避難が困難な要介護者を主として宿泊させる場合は面積に関係なく必要。それ以外は、6,000㎡の延べ面積を有する場合。)</p> <p><input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 (基準:700㎡の延べ面積を有する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 非常警報器具 (基準:収容人員20人以上50人未満)</p> <p><input type="checkbox"/> 避難器具 (基準:2階以上の階で収容人員20人以上)</p> <p>※ 滑り台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、避難用タラップのうち少なくとも1つを有すること</p> <p>※ 階、収容人数により異なるので注意</p> <p><input type="checkbox"/> 非常ベル、自動式サイレン又は放送設備 (基準:収容人員50人以上)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防法施行令 (別表1六(ハ) に該当)			
	<p>(3) 専ら当該事業所の事業の用に供するものであること。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

IV 運営基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項(資料・帳簿等)	備考(不適・非該当の理由等)
1 内容及び手続の説明・同意	(1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。  <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 介護従業者の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制等 <input type="checkbox"/> 第三者評価の実施状況等 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条(第3条の7準用) 予防基準第64条(第11条準用)	第23号第9条準用	・重要事項説明書  ・利用契約書(利用者又は家族の署名、捺印)  ・苦情申立窓口 <input type="checkbox"/> 京田辺市 <input type="checkbox"/> 国民健康保険連合会  ・運営規程との不整合 <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域 <input type="checkbox"/> 利用料・その他費用	
	(2) 同意について書面で確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。  ※サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ア 当該事業所の現員からは利用申込みに応じ切れない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合  ※要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第88条(第3条の8準用) 予防基準第64条(第12条準用)	第23号第10条準用	・サービス提供記録	
3 サービス提供困難時の対応	自らが適切なサービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第88条(第3条の9準用) 予防基準第64条(第13条準用)	第23号第11条準用		
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合、被保険者証により利用者の被保険者資格、要介護、要支援認定の有無及び有効期間を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条(第3条の10準用) 予防基準第64条(第14条準用)	第23号第12条第1項、第2項準用	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等	
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、その意見に配慮したサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項(資料・帳簿等)	備考(不適・非該当の理由等)
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護、要支援認定を受けていない時は、認定申請が速やかに行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第88条(第3条の11準用) 予防基準第64条(第15条準用)	第23号第13条第1項準用	・サービス提供記録	
	(2) 必要に応じ、有効期間が終了する30日前までには更新申請が行われるように援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
6 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第68条 予防基準第49条	第23号第87条	・サービス担当者会議の記録	
7 居宅サービス事業者等との連携	(1) サービスの提供に際し、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第69条 予防基準第50条	第23号第88条第1項	・サービス担当者会議の記録	
	(2) 利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第88条第2項		
	(3) サービスの提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第88条第3項		
8 身分を証する書類の携行	(1) 訪問サービスに当たるものに身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第70条 予防基準第51条	第23号89条		
9 サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際には、居宅サービス計画を記載した書面又はサービス利用票等、これに順ずる書面に次の事項を記録しているか。  ・サービスの提供日 ・提供したサービスの内容 ・保険給付額(代理受領する額) ・その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条(第3条の18準用) 予防基準第64条(第21条準用)	第23号第20条第1項準用	・サービス提供記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート	
	(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第20条第2項準用		

点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令等	根拠 基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非 該当の理由等)
10 利用料 等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われた額を控除して得た額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第71条 予防基準第52条	第23号第90 条第1項	請求書  領収証の写し	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、サービス費用運営基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第90 条第2項		
	(3) (1)(2)の利用料のほかには、下記の費用以外の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第90 条第3項		
	① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用							
	② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費							
	③ 食事の提供に要する費用(食材料費+調理に係る費用)							
	④ 宿泊に要する費用							
⑤ おむつ代								
⑥ 上記のほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 (利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用)								
(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について文書で説明を行い、文書で利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第90 条第5項			
(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
11 保険給 付のための 証明書の交 付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合、サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第88条 (第3条の20準 用) 予防基準第64条 (第23条準用)	第23号第90 条第3項	サービス提供証明 書	

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非 該当の理由等)
12 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針(予防除く)	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第72条	第23号第91条第1項		
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。  第三者評価の実施 (有・無) 重要事項説明書への記載 (有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第91条第2項		
12 指定介護予防小規模多機能居宅介護の基本取扱方針(予防のみ)	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		予防基準第65条	第24号第66条第1項		
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。  第三者評価の実施 (有・無) 重要事項説明書への記載 (有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第66条第2項		
	(3) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することをことを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第66条第3項		
	(4) 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第66条第4項		
	(5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第66条第5項		
13 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針(予防除く)	(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第73条	第23号第92条第1号	・アセスメントシート ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画	
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第92条第2号	・支援経過記録等 ・モニタリングの記録	
	(3) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第92条第3号	・個別サービス計画	

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非 該当の理由等)
13 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針(予防除く)	(4) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス計画の目標及び内容や行事及び日課等を含めたサービスの提供等について理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第92条第4号		
	(5) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体の拘束等)を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第92条第5号		
	(6) やむを得ず身体の拘束等を行っている場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第92条第6号		
	(7) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。(おおむね3分の1以下)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第92条第7号		
	(8) 登録者が通いサービスを利用していない日は、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第92条第8号		
13 指定介護予防小規模多機能居宅介護の具体的取扱方針(予防のみ)	(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		予防基準第66条	第24号第67条第1号		
	(2) (1)の利用者の状況及び希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第2号		
	(3) 作成した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第3号		
	(4) 地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第4号		
	(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第5号		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非 該当の理由等)
13 指定介護予防小規模多機能居宅介護の具体的取扱方針(予防のみ)	(6) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第6号		
	(7) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第7号		
	(8) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第8号		
	(9) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第9号		
	(10) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第10号		
	(11) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。 (おおむね3分の1以下)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第24号第67条第11号		
	(12) 登録者が通いサービスを利用していない日は、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス(おおむね週4回以上)を提供しているか。 ※訪問サービスは身体介護に限られないため、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第24号第67条第12号		
	(13) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の期間内において、少なくとも一回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第13号		
	(14) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第67条第14号		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非 該当の理由等)
14 居宅サービス計画の作成(予防除く)	(1) 管理者は介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第74条	第23号第93条第1項		
	(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に掲げる具体的取組方針に沿って行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第93条第2項		
15 法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第75条 予防基準第54条	第23号第94条		
16 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	(1) 登録者が他の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申し出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第76条 予防基準第55条	第23号第95条		
17 小規模多機能型居宅介護計画の作成(予防除く)	(1) 管理者は介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第77条	第23号第96条第1項		
	(2) 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、レクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の多様な活動の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第96条第2項		
	(3) 適切に小規模多機能型居宅介護計画が作成されているか。  <input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されている <input type="checkbox"/> 他の介護従業者と協議の上作成されている <input type="checkbox"/> 次の内容が記載されている ・援助の目標 ・当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第96条第3項		
	(4) 小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案しつつ、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第96条第3項		
	(5) 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第96条第4項		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非該当の理由等)
17 小規模多機能型居宅介護計画の作成(予防除く)	(6) 作成した小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第96条第5項		
	(7) 小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第96条第6項		
	(8) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際に、当該計画の提供に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
18 介護等	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第78条 予防基準第67条	第23号第97条第1項	・サービス提供記録 ・業務日誌	
	(2) 利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護従業者以外のものによる介護を受けさせていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第97条第2項		
	(3) 利用者の食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第97条第3項		
19 社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第79条 予防基準第68条	第23号第98条第1項		
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
20 利用者に関する市への通知	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由なしに、サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき</li> <li>・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第88条 (第3条の26準用) 予防基準第64条 (第24条準用)	第23号第28条準用		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非該当の理由等)	
21 緊急時等の対応	利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第80条 予防基準第56条	第23号第99条	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録		
22 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条 (第53条準用) 予防基準第64条 (第26条準用)	第23号第59条の11第1項準用			
	(2) 管理者は、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
23 運営規程	(1) 事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。  <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 ※通い及び宿泊サービスはそれぞれの営業時間を記載 <input type="checkbox"/> 登録定員、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> サービス利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第81条 予防基準第57条	第23号第100条	・運営規程 <input type="checkbox"/> 変更届提出の有無  ・重要事項説明書との不整合 <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域 <input type="checkbox"/> 利用料・その他費用		
24 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。  ①月ごとの勤務表を作成しているか ②次の内容について明確になっているか <input type="checkbox"/> 従業者の日々の勤務体制 <input type="checkbox"/> 常勤・非常勤の別 <input type="checkbox"/> 専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 <input type="checkbox"/> 管理者との兼務関係 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条 (第55条準用) 予防基準第64条 (第28条準用)	第23号第59条の13第1項準用	・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかる文書  ・研修計画、実施記録  ・勤務実績表(勤務実績が確認できるもの)		
	(2) 当該事業所の従業者によってサービス提供がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号第59条の13第2項準用	
	(3) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号第59条の13第3項準用	

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非該当の理由等)
25 定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行ってはいないか。 ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用者の心身の状況、要望等により、一時的にその利用定員を超えることが特に必要と認められる場合及び災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第82条 予防基準第58条	第23号第101条第1項、第2項	・業務日誌 ・国保連への請求書控え	
26 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を立てているか。 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第3条に規定する消防計画 (これに準ずる計画を含む) <input type="checkbox"/> 風水害、地震等の災害に対処するための計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第82条の2 予防基準第58条の2	第23号第102条第1項	・非常災害時対応マニュアル(対応計画) ・運営規程	
	(2) (職員＋利用者が30人以上の施設) 防火管理者を置き、消防計画の策定及び消防業務の実施を行わせている。  (職員＋利用者が30人未満の施設) 防火管理の責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防法第8条		・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出	
	(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員へ周知しているか。 <input type="checkbox"/> 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう周知徹底している。 <input type="checkbox"/> 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第82条の2 予防基準第58条の2	第23号第102条第1項		
	(4) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(5) (4)の訓練を行うに当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第102条第2項		
27 協力医療機関等	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第83条 予防基準第59条	第23号第103条第1項		
	(2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第103条第2項		
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第103条第3項		
	(4) 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項について取り決めがされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非該当の理由等)
28 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条(第58条準用) 予防基準第64条(第31条準用)	第23号第59条の16第1項準用 第23号第59条の16第2項準用	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録	
	(2) 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(4) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等について、関係通知に基づき適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
29 掲示	事業所の見やすい場所に次の内容を掲示しているか。 <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 勤務の体制 <input type="checkbox"/> 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <input type="checkbox"/> 苦情相談窓口、苦情処理の体制及び手順等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条(第3条の32準用) 予防基準第64条(第32条準用)	第23号第34条準用		
30 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条(第3条の33準用) 予防基準第64条(第33条準用)	第23号第35条第1項準用 第23号第35条第2項準用 第23号第35条第3項準用	・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持契約書	
	(2) 従業者であった者が、職務上知り得た利用者又はその家族の情報を正当な理由なく漏さないよう必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
31 広告	広告の内容は虚偽又は誇大なものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条(第3条の34準用) 予防基準第64条(第33条準用)	第23号第36条準用	・パンフレット/チラシ	

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非該当の理由等)
32 居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条(第3条の35準用) 予防基準第64条(第35条準用)	第23号第37条準用		
33 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じているか。  <input type="checkbox"/> 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにしている <input type="checkbox"/> 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する対応の内容について記載している <input type="checkbox"/> 苦情に対する対応の内容について事業所に掲示している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条(第3条の36準用) 予防基準第64条(第36条準用)	第23号第38条第1項準用	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル	
	(2) 苦情を受け付けた場合に、その受付日及びその内容を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第38条第2項準用		
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取組を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 苦情に関して市が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っているか。 また、市からの求めがあった場合にはその改善内容を報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第38条第4項準用		
	(5) 苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っているか。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合にはその改善内容を報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第38条第5項準用		
34 調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力しているか。 また、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第84条 予防基準第60条	第23号第104条		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項(資料・帳簿等)	備考(不適・非該当の理由等)		
35 地域との連携等	(1) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第85条 予防基準第61条	第23号第59条の17第1項 準用	運営推進会議記録			
	(2) 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	(3) (1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号第59条の17第2項 準用	
	(4) 地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号第59条の17第3項 準用	
	(5) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号第59条の17第4項 準用	
	(6) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号第59条の17第5項 準用	
36 居住機能を担う併設施設等への入居	利用者が指定認知症対応型共同生活介護事業所等その他の施設へ入所等を希望した場合、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第86条 予防基準第62条	第23号第106条				
37 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護支援予防事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第88条 (第3条の38準用) 予防基準第64条 (第37条準用)	第23号第40条第1項準用	事故対応マニュアル ・市、家族、介護支援専門員等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録			
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号第40条第3項準用	・ヒヤリハットの記録 ・損害賠償保険加入の有無
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(不適・非 該当の理由等)
38 会計の 区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計とその他の事業の会計をを区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第88条 (第3条の39準 用) 予防基準第64条 (第38条準用)	第23号第41 条準用		
39 記録の 整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第87条 予防基準第63条	第23号第107 条第1項		
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から所定の期間保存しているか。  (2年間保存) <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画 <input type="checkbox"/> (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画  (5年間保存) <input type="checkbox"/> 具体的なサービスの内容等の記録 <input type="checkbox"/> 身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <input type="checkbox"/> 利用者に関する市への通知に係る記録 <input type="checkbox"/> 苦情の内容等の記録 <input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <input type="checkbox"/> 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第107 条第2項		

V 変更の届出等								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令等	根拠基準条例	確認すべき事項(資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
変更の届出	(1) 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届けているか。  ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関名(歯科含む)及び診療科名並びに契約内容 ⑧ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑨ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第78条の5			
	(2) 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				